

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき
厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百二十二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表一の21の項を次のように改める。

ヘパシズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記	010010xx01x4xx
	010010xx01x50x
	010010xx01x51x
	010010xx01x7xx
	010010xx01x8xx
	010010xx97x4xx
	010010xx97x5xx
	010010xx97x6xx

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき
 厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

21	載された効能又は効果（平成25年6月14日及び11月22日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	010010xx97x7xx
		010010xx9904xx
		010010xx99050x
		010010xx99051x
		010010xx9907xx
		120010xx01x4xx
		120010xx01x50x
		120010xx01x51x
		120010xx97x40x
		120010xx97x41x
		120010xx97x50x
		120010xx97x51x
		120010xx99x40x
		120010xx99x41x
120010xx99x50x		

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき
厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

	120010xx99x51x
--	----------------

別表一に次のように加える。



31	アフリベルセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年11月22日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	020210xx01xxxx
		020210xx97xxxx
		020210xx99xxxx
		020350xx97xxxx
		020350xx99xxxx
32	オキサリプラチン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年12月20日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	06007xxx0104xx
		06007xxx0114xx
		06007xxx97x3xx
		06007xxx97x40x
		06007xxx97x41x
		06007xxx99x3xx
		06007xxx99x40x
33	イリノテカン塩酸塩水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年12月20日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	06007xxx0104xx
		06007xxx0114xx
		06007xxx97x3xx
		06007xxx97x40x
		06007xxx97x41x
		06007xxx99x3xx
		06007xxx99x40x
34	レボホリナートカルシウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年12月20日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	06007xxx0104xx
		06007xxx0114xx
		06007xxx97x3xx
		06007xxx97x40x
		06007xxx97x41x
		06007xxx99x3xx
		06007xxx99x40x
35	フルオロウラシル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年12月20日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	06007xxx0104xx
		06007xxx0114xx
		06007xxx97x3xx
		06007xxx97x40x
		06007xxx97x41x
		06007xxx99x3xx
		06007xxx99x40x
36	メロペネム水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年12月20日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	010080xx99x00x
37	デクスラゾキサソ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号

38	ブレンツキシマブ ベドチン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	130020xx97x3xx
		130020xx99x3xx
		130030xx97x3xx
		130030xx99x30x
		130030xx99x31x
39	トラスツズマブ エムタンシン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	090010xx01x3xx
		090010xx02x3xx
		090010xx03x3xx
		090010xx97x30x
		090010xx97x31x
		090010xx99x30x
		090010xx99x31x